

神山町農業委員会

議 事 録

平成30年7月31日開催

# 神山町農業委員会 議事録

平成30年7月31日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番 相原 利章	2番 佐々木 善兼	3番 井上 善司
4番 森 三千子	5番 武市 佐市	6番 田中 一重
7番 河野 宏吉	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
11番 加藤 宏行	12番 竹本 公三	13番 田中 久博

・欠席委員 10番 中西 隆子

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（5人）

広野地区 一宮 美行 鬼籠野地区 河野 一弥  
神領地区 新宅 由行 下分、左右内、上分地区 栗飯原充志  
下分、左右内、上分地区 上田 一夫

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

## 1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、10番中西委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

（田中会長挨拶）

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

## 2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後2時20分)

### 3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第10号 非農地証明願について

日程第3 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第12号 農地利用最適化推進委員の選任について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

### 4. 議事録署名者指名

議長 「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。2番佐々木委員さん、3番井上委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

### 5. 議案第10号について

議長「議案第10号非農地証明願いについてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページ・4ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号6番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の申請者●●●●●さんの農地が山林となっている9筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となりました。

5ページから13ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、14ページに位置図、15・16ページに公図を添付しております。●●●の●●●●●さん宅の北側に位置しています。

17ページから19ページには現況写真を添付しております。20ページ21ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

22ページには始末書を添付しています。受付番号6番の説明は以上です。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

**加藤委員**「現地で確認して参りました。20年以上耕作がされていないということで元梅畑の面影だけは、残っていましたが、農道して使える道もなく非常に険しい所を通らなければいけない場所で現状として山林であることを確認して参りました。したがって申請について問題ないかと思えます。よろしくお願い致します。」

**議長**「ありがとうございました。続いて受付番号7番について事務局から説明をお願いいたします。」

**局長**「それでは、説明をいたします。本件は申請者の●●●●●さんから、既に宅地となっている農地があるために相談があり、非農地証明願での申請となりました。

23ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、24ページに位置図、25ページに公図を添付しております。申請地は●●の●●●●●さんの屋敷の北側になります。

26ページは現況写真を添付しており、既に宅地化していることが確認できます。

27ページと28ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に宅地となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

29ページには始末書を添付しています。受付番号7番の説明は以上です。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の12番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

**竹本委員**「この案件につきまして何回も現地を確認しております。場所は●●で25年前くらいに家を建てたようです。その当時農業委員会に届出を出さなければいけない認識がなかったと思われれます。その土地の一部に墓地があり現在は移転されています。何も問題ないかと思われれます。よろしくお願い致します。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号8番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件は申請者の●●●●●さんから、既に山林となっている農地があるため相談があり、地目変更するよう指導し、今回の非農地証明願での申請となりました。

30ページから32ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、33ページに位置図、34ページ35ページに公図を添付しております。公図に●●●番の表示がないため、旧公図を36ページに添付しております。申請地は●●●●●さん宅の西側と東側に位置しています。

37ページ38ページには現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

39ページと40ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

41ページには始末書を添付しています。受付番号8番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の3番井上委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

井上委員「現地も山林化しており耕作するには難しいと思います。現状ではなかなか昔の耕作にはむいてないかと思いますので、これはもうこんなのはできないとなったと思います。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第10号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第10号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第10号非農地証明願いによる許可申請について受付番号6番、7番、8番は原案のとおり決しました。」

## 6. 議案第11号について

議長「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の42ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号2番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は貸人●●●●さん、借人●●●●さんで、畑を雑種地に転用するものです。

43ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

44ページには位置図、45ページに公図を添付しています。申請地は●●●●●●で、●●●●さん宅の西側に位置しています。

46ページに現況写真、47ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、所有地の中で、日当たり・面積・形状・傾斜等全てにおいて、適合する場所が、当該地しかなかったためです。3の転用計画の概要についてですが、隣接の第3者に設置の承諾を得ており、設置後についても被害を与えることはありません。雨水については、地下浸透で排水します。4と5については特にありません。

48ページに平面図、49ページに横断図を添付しております。

50ページ51ページは再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知です。52ページ53ページは太陽光発電の設置に伴う系統関係及び電力需給に関する契約確認書です。54ページから56ページは見積書で、57ページは共済組合の残高証明書で、必要資金以上の自己資金を確保しており問題ありません。58ページは賃貸証明書を添付しております。

受付番号2番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の1番相原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

相原委員「場所は●●の●●というところで●●●●●●から●・●km上がったところの場所です。家の西側の梅畑をするということです。他に迷惑がかかることはないかと思われます。よろしくお願い致します。」



ただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「質疑ありませんので、議案第11号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議がないので、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号2番3番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

## 7. 議案第12号について

**議長**「議案第12号農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

**局長**「議案書79ページをご覧ください。」

(議案内容を朗読)

平成30年5月16日から6月15日の間、阿川地区の農地利用最適化推進委員1名を募集したところ、1名のみ推薦となっております。なお、任期は、承認日から前任者の残りの期間である平成32年7月19日までとなります。

説明は以上です。

**議長**「ただいま議案第12号について説明をいただきました。本案件は人事案件のため、質疑を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議なしと認めます。議案第12号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長 「異議がないので議案第 1 2 号農地利用最適化推進委員の選任については原案どおり決定し、承認することに決しました。

議長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後 2 時 4 5 分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

2 番委員

3 番委員